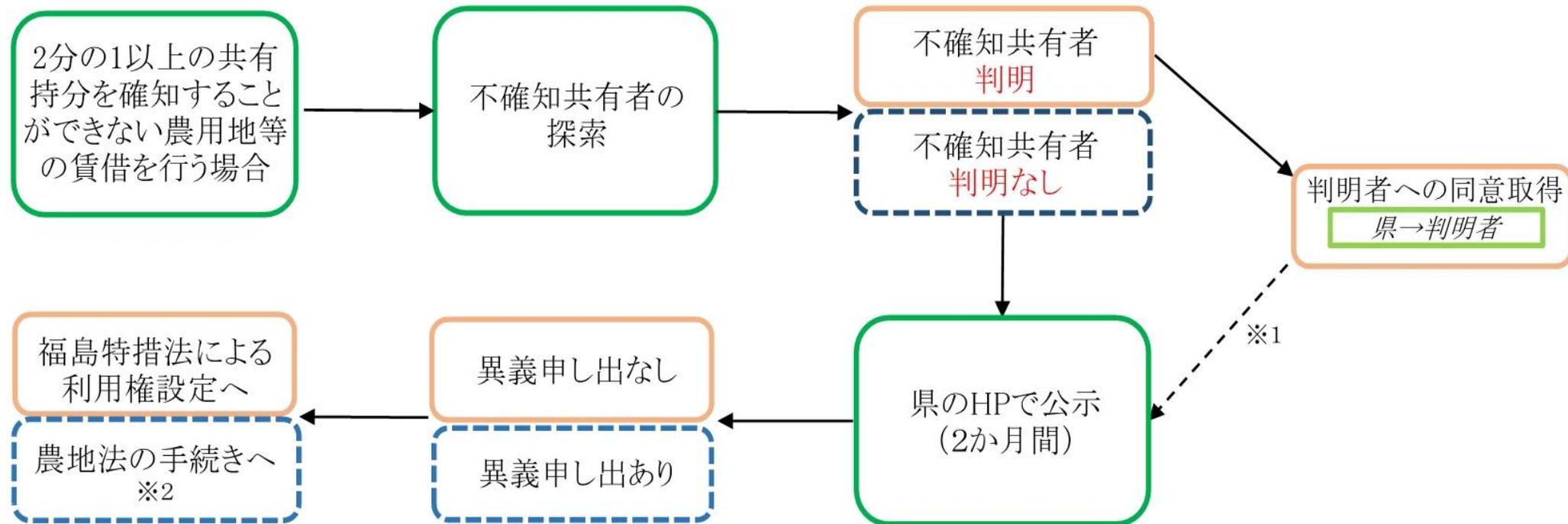


福島復興再生特別措置法に基づく 共有者不明農用地等の公示手続きについて



※1 判明者への同意取得の結果、2分の1以上の共有者が判明すれば、福島特措法による利用権設定へ進みます。

※2 異義申し出の内容が、自ら耕作等を行う予定がなく、公示に対し反対する等の場合には、農地法の手続きへ進みます。